

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

JTB商事は、お客様の多様なニーズを確実に捉え、期待を超える価値を提供することでお客様満足を追求し、事業パートナーの皆様と公明・公正な関係に徹し、お互いの繁栄を目指します。

d. グリーン化の取組

JTB商事は、事業パートナーの皆様と協力し、循環型アメニティ（マテリアルリサイクル）や脱プラ商材の提供を通じて「脱炭素への取り組み（アメニティの廃棄物ゼロ）」の拡大を図り、脱炭素社会へ向けた業界全体の課題解決に寄与していくことを目指します。

e. 健康経営に関する取組

JTB商事は、従業員に対して定期的な健康診断を実施し、健康状態の把握や早期発見に努めます。また、「健康年齢」を維持改善するためのヘルスケアプラットフォームを通じて、社員の健康意識を高め、主体的に健康づくりに取り組むことのできる風土を醸成することにより、社員の活力や生産性の向上に繋げます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指

します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえ、不要な型の廃棄や保管方法、保管費用について、下請事業者と協議のうえ、型取引を行います。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

JTB 商事では、経営理念の一つとして掲げている「公正かつ透明な企業活動」を実践することにより、事業パートナーの皆様と連携して社会的責任を果たしてまいります。

2024 年 10 月 29 日

株式会社 JTB 商事

代表取締役 社長執行役員 加藤 雄次